

浜松市立金指小学校いじめ防止基本方針

浜松市立金指小学校

令和6年3月改訂

浜松市立金指小学校いじめ防止基本方針 目次

第1	いじめの防止等のための基本的な考え方	3
1	いじめの定義	3
2	いじめの理解	4
3	いじめの防止等に関する基本的考え方	4
	(1)いじめの未然防止	4
	(2)いじめの早期発見	5
	(3)いじめへの対処	5
	(4)地域や家庭との連携	5
	(5)関係機関との連携	6
第2	いじめの防止等のための対策	7
1	いじめの防止等のための組織	7
	(1)「校内いじめ対策委員会」の組織と役割	7
	(2)いじめの防止等における教職員の役割	7
2	いじめの防止等に関する取組	9
	(1)金指小年間指導計画	9
	(2)いじめの未然防止	10
	(3)いじめの早期発見	12
	(4)いじめに対する措置	14
	(5)関係機関との連携	16
	(6)学校における教育相談体制の整備	16
	(7)教職員の資質向上のための研修会や校内OJTの取組	17
	(8)いじめが「解消している」状態	17
	(9)「浜松市立金指小学校いじめ防止基本方針」の公表と説明、評価・見直し	17
3	地域や家庭の役割	18
	(1)地域の役割	18
	(2)家庭の役割	18
第3	重大事態への対処	20
1	重大事態の意味	20
	(1)生命心身財産重大事態	20

(2)不登校重大事態	20
(3)子供や保護者からの申立て.....	20
2 重大事態の調査組織	20
3 事実関係を明確にするための調査の実施	21
4 調査結果の提供及び報告	21
5 その他の留意事項	21

1 いじめの防止等のための基本的な考え方

金指小学校では、「いじめは、人権にかかわる問題であり、命の尊厳にかかわる問題である」と捉えています。いじめは、どのような理由があろうと決して許される行為ではないことを学校全体で共有した上で、人権を尊重する教育活動を展開し、子供の人権意識を高めていきます。また、子供の世界は社会を映す鏡とも言われます。いじめの問題は、安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体の問題であると捉え、家庭や地域と連携して、いじめの防止等のための体制を整備します。

1 いじめの定義

いじめとは、学校に在籍する「児童又は生徒(以下「児童等」という。)に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。(いじめ防止対策推進法第2条第1項)

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられます。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

個々の行為がいじめに当たるか否かは、「いじめを受けた子供の立場」に立って判断します。また、いじめに該当するかどうかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、本人が気付いていなくても、その子が「いじめられている状況にないか」という視点で、トラブルも含めて周辺の状況等を客観的に確認していきます。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあります。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策推進法第22条の学校のいじめ対策組織(以下「校内いじめ対策委員会」)を活用して行い、事案について「校内いじめ対策委員会」で情報共有をしていきます。

また、いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早急に警察に相談することが必要なものや、子供の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮やいじめを受けた子供の意向に配慮した上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ります。

2 いじめの理解

- いじめは、どの子供にも、どこでも起こりうるものです。
- いじめを受けている子供の心や体は傷ついています。周囲にいる人々の心が傷つくこともあります。いじめという行為は許されませんが、不安や悩みからいじめを行ってしまう子供や、いじめを行ったことで後悔や罪悪感を抱き、傷つく子供もいます。
- 嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」の多くは、多くの子供が入れ替わりながら被害も加害も経験します。
- 「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険を生じさせることもあります。
- いじめの背景には、加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団に秩序がなかったり、所属集団が閉鎖的だったりする問題があることも考えられます。
- 「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許さない雰囲気生まれるようにする必要があります。
- いじめが深刻になればなるほど、その解消は難しくなります。集団が荒れている雰囲気があるときには、いじめに気付かない場合も生まれます。

3 いじめの防止等に関する基本的考え方

いじめの未然防止には、いじめが起こらない人間関係を構築していくことが大切です。学校・家庭・地域で、子供に関わる大人が一丸となって、心の通い合う温かで優しい人間関係を築き、いじめをしない、いじめを許さない、いじめに立ち向かう子供を育てていきます。

また、いじめはできるだけ早期に発見し、適切に対応することが重要です。学校は地域や家庭と一体となって、子供の健やかな成長を見守り、いじめを認知した場合は、協力して一刻も早い解消に向けて取り組んでいきます。

(1)いじめの未然防止

全ての子供を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、また、いじめに立ち向かう勇気を持ち、規範意識のある大人へと育むために、学校は教育活動全体を通じ、以下のことに取り組みます。

- 全ての子供に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、子供の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係の素地を養う。
- いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- 全ての子供が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりに努め、自他の大切さを認め合う学校風土を醸成する。
- いじめの問題への取組の重要性について家庭や地域にも認識を広め、家庭、地域と一体となって取組を推進するための普及啓発に努める。

(2)いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提です。いじめは受けている側からも行っている側からも、そのサインが出ていることを認識し、学校は少しでも早くそのサインに気付くように努めます。いじめの早期発見のためには、本人の訴え、教職員の気付き・発見、周囲の子供たちや家庭、地域からの情報などを逃さず受け止めていきます。

また、子供たちがSOSを発信しやすくなるように、教師と子供との親和的な関係づくりに努めます。

いじめはどの子供にも、どこでも起こりうるものであるとの観点から、学校、地域、家庭が一体となって子供を見守る体制を整え、子供のささいな変化に気付く力を高め、早期発見に努めていきます。

- 子供を取り巻く大人が、いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。
- 学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談窓口の周知等により、子供がいじめを訴えやすい体制を整え、訴えは真摯に受け止める。
- 学校は、地域、家庭と連携して、子供を見守り、信頼関係の構築に努める。

(3)いじめへの対処

教職員全体で、いじめを把握した場合の対処の在り方、いじめを受けた子供への支援、いじめを行った子供や周囲の子供への指導等について、理解を深め、対応します。また、いじめを確認した場合は、「校内いじめ対策委員会」を中心に次のように対応します。

- ① 直ちにいじめを受けた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保し、詳細を確認した上で、いじめを目撃した子供や、いじめを行ったとされる子供から事情を確認し、適切に指導する等組織的な対応を行う。
- ② 家庭や教育委員会へ連絡・相談するとともに、事案に応じ関係機関と連携する。
- ③ 問題の解決には、単に謝罪や責任を問うのではなく、子供の「健やかな成長」に主眼を置き、いじめの「解消」までを支援・指導する。
- ④ 事案への対応について未然防止、早期発見、早期対応の視点から点検し、成果と課題を明らかにする。
- ⑤ 明らかになった課題について、未然防止、早期発見、早期対応の視点から改善策を立てる。

(4)地域や家庭との連携

社会総がかりで子供を見守り、健やかな成長を促すため、例えば、以下のような取組を通して、学校と地域、家庭が連携した対策を推進します。

- PTAや地域の関係団体等と学校がいじめの問題について協議する機会や保護者がいじめについて学ぶ機会を設ける。
- 学校運営協議会(コミュニティ・スクール)制度を活用する。
- より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と

地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(5)関係機関との連携

学校は、教育委員会やその他の関係機関（金指放課後児童会、警察、児童相談所、医療機関、法務局等の人権擁護機関など）と平素から情報共有体制を構築し、適切に連携します。また、学校以外の相談窓口として、教育総合支援センター、少年サポートセンターや法務局等について、子供や保護者に周知します。

第2 いじめの防止等のための対策

いじめの防止等のため、「浜松市立金指小学校いじめ防止基本方針」に基づき、「校内いじめ対策委員会」を設置し、これを中核として、「校内いじめ対策委員会」の委員長である校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、教育委員会とも適切に連携の上、対策を推進します。

1 いじめの防止等のための組織

(1)「校内いじめ対策委員会」の組織と役割

- 学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うにあたり、中核となる役割を担う。
- 委員長は校長とし、校長のリーダーシップの下、協力体制を確立する。
- 参画する教職員等
 - ・毎月1回の定期的な「校内いじめ対策委員会」は、校長、教頭、教務主任、いじめ対策コーディネーター、生徒指導主任、養護教諭、学級担任により開催する。
 - ・いじめが疑われる事案が発生した場合に即日開催する「臨時いじめ対策委員会」は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任（いじめ対策コーディネーター）、養護教諭、関係する学級担任が参画し、必要に応じて、発達支援コーディネーター等、事案に応じて関係の深い教職員を参加させたり、専門的な知識を有するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、外部専門家（警察官経験者）等に参画を求めたりする場合もある。
- 毎回会議録を残し、会議録は5年間保存する。
- 学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たり中核となる役割を担う。
- いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態の調査を学校が主体となつて行う場合は、校内いじめ対策委員会が母体となる。その場合は、教育委員会の支援・指示のもと、事案の性質に応じて適切な専門家を加え、対応する。

(2)いじめの防止等における教職員の役割

①いじめ対策コーディネーターの設置と役割

校長は、学校におけるいじめの防止等の対策を推進するリーダーとして「いじめ対策コーディネーター」を校務分掌に位置付けます。金指小学校では、生徒指導主任をいじめ対策コーディネーターとし、校長の指導・助言を受け、会議などの企画・運営を行うとともに、以下の役割を果たし、対応を行います。

ア いじめに関する情報収集、学校全体の実態把握の役割

イ 保護者・地域・関係機関との連携の窓口としての役割

ウ いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに資する指導を推進する役割

エ 校内研修の企画・運営する役割

②教職員の役割

ア 校長 : 「浜松市立金指小学校いじめ防止基本方針」に沿って、いじめの未然防止、早期発見・早期対応が組織的かつ実効的に機能するよう措置を講

ずる。

- イ 教頭 : 校長を助け、指示を受けて、いじめ問題への対応をリードしたり、教職員の相談に乗ったりする。
- ウ 教務主任 : いじめの防止等の対策について教育課程に位置付けたり教職員の相談に乗ったりする。
- エ 生徒指導主任 (いじめ対策コーディネーター)
: いじめ事案の報告の窓口と集約を担ったり、いじめ問題への対応の中心となったりする。
- オ 養護教諭 : 児童生徒の心身の健康状態を把握し、気になる表れを報告する。
- カ 学級担任 : 児童生徒の表れを注視し、気になる表れを報告する。
- キ 発達支援コーディネーター
: 発達支援の視点から、児童生徒の気になる表れを報告したり、他の教職員の相談に乗ったりする。
- ク SC (スクールカウンセラー)
: 心理に関する教育相談を担う。
- ケ SSW (スクールソーシャルワーカー)
: 福祉に関する教育相談を担う。

2 いじめの防止等に関する取組

(1) 金指小年間指導計画（令和6年度）

	小学校			地域・保護者	
	学校行事	生徒指導		P T A	学校運営協議会
		教育相談・アンケート	月目標・情報交換・研修		
4月	家庭訪問		「いじめ防止等のための基本的方針」の配付と確認 前年度までの配慮を要する児童の情報交換 気になる児童の情報交換（随時） めあて「元気な声で笑顔であいさつ」	P T A 総会 「いじめ防止等のための基本的方針」（R6改訂版）の配付と確認	
5月	学校生活・いじめアンケート① 児童教育相談 スクールカウンセラーによる教育相談		めあて「友達のよいところを見つけよう」 いじめ対策委員会① いじめ問題の取り組みの総点検 気になる児童の情報交換（随時）		第1回 「いじめ防止等のための基本的方針」（R6改訂版）の配付と確認
6月	いじめや命について考える月間 学校生活・いじめアンケート② 児童教育相談 スクールカウンセラーによる教育相談		気になる児童の情報交換（随時） いじめ対策委員会②	学級懇談会 校内でのいじめ防止に係る対応の実態についての周知	
7月	スクールカウンセラーによる教育相談 保護者教育相談		気になる児童の情報交換（随時）		第2回 授業参観
8月					
9月	情報モラル週間 命の授業		気になる児童の情報交換（随時） めあて「あいさつえしゃく自分から」	教育講演会（情報モラル）	
10月	学校生活・いじめアンケート③ 児童教育相談 スクールカウンセラーによる教育相談		めあて「自分や友達のよいところを見つけよう」 いじめ対策委員会③ 気になる児童の情報交換（随時）		
11月	いい声掛けデー スクールカウンセラーによる教育相談 学校生活・いじめアンケート④		気になる児童の情報交換（随時）		
12月	児童教育相談 保護者教育相談 スクールカウンセラーによる教育相談		気になる児童の情報交換（随時） いじめ対策委員会④		
1月	学校生活・いじめアンケート⑤		気になる児童の情報交換（随時） めあて「あいさつはいつでもどこでも自分から」		
2月	金指小人権週間 児童教育相談 スクールカウンセラーによる教育相談		気になる児童の情報交換（随時） いじめ対策委員会⑤		第4回 「いじめ防止等のための基本方針」に係る学校関係者評価
3月	スクールカウンセラーによる教育相談		気になる児童の情報交換（随時） めあて「感謝の心ありがとう」		

※心の健康 4, 5, 11, 2月に実施。

(2)いじめの未然防止

学校教育目標「こころ豊かに たくましく 未来を切り拓く子」の具現化を目指し、自分や友達を大切にし、自分の夢に向かって努力や挑戦を続ける子供の育成を教育の基盤として、すべての教育活動を通して、「いじめが起きにくい・いじめを許さない学校づくり」に取り組みます。

- 毎年6月を「いじめや命について考える月間」とし、いじめの問題や命の尊さ、人間としての尊厳について考える取組を発達段階に応じて実施する。

具体的な取組

- ◎全校道德の実施
- ◎いじめ防止のためのルールづくりとルールの掲示
- いじめ問題やルールの実行についての話し合い
- 正しい言葉遣い
- 子供一人一人の特技を披露する活動「夢空港ライブ」の実施

○教職員の言動が、子供を傷つけたり、他の子供によるいじめを助長したりすることのないよう、また、いじめを受けた子供の心に寄り添った言動をとるよう、指導の在り方に細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめを行っている子供や、周りで見ていたり、はやし立てたりする子供を容認するものにほかならず、いじめを受けている子供を孤立させ、いじめを深刻化することを十分理解する。

○教職員の資質向上のために、事例検討等の研修を計画的に行ったり、人間関係づくりプログラムを取り入れた集団づくりの研修、人権意識を高める研修を進めたりしていく。また、情報モラル教育についての理解を深め、実践していく。

○家庭や地域に対して、子供の様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校に相談するように啓発するとともに、家庭や地域等が相談しやすい信頼関係を構築する。また、浜松市の相談窓口についても、周知徹底する。

○「浜松市立金指小学校いじめ防止基本方針」が実効性のある方針になるように、その策定に当たっては、保護者、地域住民、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）等に意見や支援を求める。

○子供と保護者が情報の流通性、発信者の匿名性などの特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるように、情報モラル講座などの啓発活動を行う。

○以下の役割分担により実施する。

《管理職》

ア 朝会でいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気学校全体に醸成する。

イ 「浜松市立金指小学校いじめ防止基本方針」について、保護者や学校運営協議会等に説明する。

ウ 学校の教育活動全体を通じた道德教育や人権教育の充実、体験活動などの推進等に計画的に取り組む。

エ 子供が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける。

《いじめ対策コーディネーター（生徒指導主任）》

ア 校内研修で、いじめに関する研修を計画的に実施する。

イ 日ごろから関係機関等と定期的に情報交換や連携を図る。

《学級担任等》

ア 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学級全体に醸成する。

イ はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。

《養護教諭》

ア 学校保健委員会や「いのちの授業」など、学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

○ 子供たちとともに、いじめの未然防止のために以下のことに取り組む。

ア 子供がいじめの問題について自主的に考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動。	
4月	学級活動での学級目標の設定
9月	仲間意識を高める運動会応援団結団式
イ 子供が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業や集団づくり。	
年間	学級や学年における授業のルールについての児童の話合い
年間	学校行事や校外学習を通じた集団作りとルールの涵養
4月	学級活動において1年間のめあてを設定（キャリア・パスポート）
学年末	キャリア・パスポートによる振り返りと意思決定
ウ 子供の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する素地を養うための道徳教育の充実	
5月	「友情・信頼」をテーマにした道徳の授業
6月	「いのち」をテーマにした全校道徳の授業
10月	「親切・思いやり」をテーマにした道徳の授業の実施
2月	「人権」・「感謝」をテーマにした道徳の授業と学校行事等の実施
エ 発達障害を含む、障害のある子供、海外から帰国した子供や外国籍の子供、国際結婚の保護者を持つ外国につながる子供、性同一性障害や性的指向・性自認・性表現に係る子供など、子供一人一人の特性や多様性に配慮した適切な指導や支援	
毎月	多様性の理解に向けた縦割り活動や学校行事の実施
設定月	「夢空港ライブ」：子供が自分の特技を披露する場の設定 ※年2回：6月、11月に設定
オ 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係、学校・学級風土をつくるとともに、子供の社会性を育て、自己有用感を育み、自己肯定感を高める活動	

毎月 設定月	朝の会、帰りの会等における「よいこと見つけ」の取組 「心の健康」：構成的グループエンカウンターを用いた仲間づくりの実施 ※年4回：4月、5月、11月、2月に設定
-----------	--

(3)いじめの早期発見

いじめは、人目につかない場所や時間、方法で行われることを強く意識して早期発見に努める。児童の些細な言動にも軽視することなく、次のような方法による積極的な関わりの中で認知していくように努めます。

○いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

○教職員は、何よりも「子供のちょっとした変化」に気づき、子供が何でも相談したくなるような関係づくりに取り組む。日頃から子供の見守りや信頼関係の構築等に努め、子供が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。日記やノートの記述等を通して、日頃から子供とのコミュニケーションを図るとともに、定期的なアンケート調査等を行うことで、子供がいじめを訴えやすい環境を整え、いじめの実態把握に取り組む。

○教職員相互が積極的に子供の様子について情報交換を行い、情報を共有する。

○以下の役割分担により、いじめの早期発見に努める。

《管理職》

- ア 子供及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- イ 学校における個人面談が、子供の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検する。
- ウ 教職員が子供と向き合い、いじめ防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

《いじめ対策コーディネーター（生徒指導主任）》

- ア 定期的なアンケート調査や個人面談の実施等に計画的に取り組む。
- イ 保健室やスクールカウンセラー等の利用、相談窓口について周知する。
- ウ 休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の校区内巡回等において、子供が生活する場の異常の有無を確認する。

《学級担任等》

- ア 授業や係活動等、子供の活動の見守りや支援活動を通して、信頼関係の構築等に努める。
- イ 子供が示す小さな変化や危険信号を見逃さないよう、アンテナを高く保つ。
- ウ 休み時間等の子供とのコミュニケーションや個人面談の機会を活用し、交友関係や悩みを把握し、相談に応じる。

○アンケート調査は次のように実施する。

ア 実施時期・実施回数

- ・「はままついじめアンケート」(タブレット)による調査:5月、10月、2月
※1年生のみ5月は紙媒体で実施する。
- ・「学校生活・いじめアンケート」(紙媒体)による調査:6月、11月
※臨時アンケート調査は、必要に応じて随時行う。

イ 実施方法・検証

- ・アンケートは原則、学校で実施する。
- ・アンケート実施後、2日以内に担任、いじめ対策コーディネーター、教務主任、教頭、校長は以下のように対応する。

<担任>

- ・アンケート用紙(紙媒体で実施の場合はその用紙、タブレットで実施の場合はプリントアウトした用紙)をファイルに挟み、内容を確認する。
- ・確認した内容に気になる点があったアンケートには付箋を貼り、ファイルごとはいじめ対策コーディネーターへ提出する。

<いじめ対策コーディネーター>

- ・アンケート実施の際に、進め方を説明する。
- ・各担任から預かったアンケートの内容を確認し、コーディネーターの立場から気になる点があった場合は、担任とは別色の付箋を貼り、ファイルを教務主任・教頭に回す。
- ・担任から口頭で報告があった場合は、担任と共に速やかにその内容を教務主任、教頭、校長に報告する。

<教務主任・教頭>

- ・いじめ対策コーディネーターから預かったアンケートの内容を確認し、加えて気になる点があったアンケートには、担任、コーディネーターとは別色の付箋を貼り、ファイルを校長に回す。

<校長>

- ・提出されたファイルのアンケート内容を確認し、「臨時校内いじめ対策委員会」において対応を指示する。

ウ 保存

- ・記入の有無に関わらず、紙媒体で5年間保存する。

○個人面談は次のように実施する。

ア 実施時期・実施回数

- ・担任が、アンケート実施日の翌々日から4日間、さかみちタイムで実施する。
※臨時の個人面談は、必要に応じて随時行う。

イ 実施方法・検証

- ・面談の順は、校内いじめ対策委員会(または校長)からの指示により、優先順位を考えて決め、面談を実施する。
- ・面談内容は、事実を正確に記録する。
- ・面談で新たな事実が判明した場合は、その内容を確実にいじめ対策コーディネーターに報告する。

ウ 記録の保存

・教職員が得た情報を紙媒体で5年間保存する。

- アンケート調査や個人面談において、子供が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、子供にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解し、子供からの相談に対しては、丁寧かつ迅速に対応する。
- 「校内いじめ対策委員会」を定期的開催し、いじめに係る情報共有を適切に行う。
- 教育委員会と連携して、子供がインターネット上のいじめに巻き込まれていないかどうかを監視するネットパトロールの活用を図る。

(4)いじめに対する措置

教職員は、いじめ、又はいじめの疑いがある行為を確認した場合には、直ちにいじめを受けた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保した上で、次のように対応します。

① いじめの発見・通報を受けたとき

- ア 教職員がいじめを発見したり、または子供や保護者等からいじめの相談を受けたりした場合には、速やかに、管理職及びいじめ対策コーディネーターに報告する。
- イ アにより報告を受けたいじめ対策コーディネーターは、その内容を管理職に報告するとともに、即日「臨時校内いじめ対策委員会」に対しいじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- ウ いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。(暴力を伴ういじめの場合は、複数の教職員が直ちに現場に駆けつけ、対応する。)
- エ 子供や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- オ ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある場合には早い段階から関わりをもつ。
- カ 「臨時いじめ対策委員会」において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、いじめを受けた子供、いじめを知らせてきた子供を徹底して守り通す。なお、事実関係を確認する際には、必要に応じて複数の職員で対応することとする。
- キ 事実関係を確認する際には、「いじめの行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景や子供の人間関係にどのような問題があったか」などを、可能な限り明確にする。
- ク いじめに係る情報について、5W1H(いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように)を適切に記録する。
- ケ 犯罪行為と認められるいじめがあったときは、警察と連携して対処していく。子供の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。
- コ 校長及び教職員は、子供がいじめを行った場合であって教育上必要があると認めるときは、子供に対して訓告や叱責等を加えることができる。
- サ インターネット上のいじめが発見された場合は、書き込みや誹謗中傷等の削除や不適切な使用に対する指導を行う。必要に応じて教育委員会や関係機関(警察署、法務局等)の協力を求める。

シ いじめに対する措置の結果を、「いじめ認知報告書」で教育委員会に報告する。

② いじめを受けた子供やその保護者への支援

- ア いじめの状況を確認する際には、他の子供の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行い、いじめを受けた子供及びいじめを知らせてきた子供の安全を確保する。
- イ いじめを受けた子供に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を損なわないように留意する。
- ウ 子供の個人情報取り扱い等、プライバシーには十分留意して対応を図る。
- エ 保護者には、家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を伝える。
- オ いじめを受けた子供やその保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、不安を取り除くとともに、複数の教職員の協力のもとで安全を確保する。
- カ いじめを受けた子供にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめを受けた子供に寄り添い、支える体制をつくる。
- キ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して聴き取りやアンケート等を行いながら事実確認を行い、必要な支援を行う。
- ク いじめを受けた子供からの聞き取りが不可能な場合には、その保護者の要望・意見を十分に聴取し、今後の方針について説明する。

③ いじめを行った子供への指導とその保護者への助言

- ア 即座にいじめをやめさせ、事実関係の聴取を行う。その際、いじめを行った子供が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聴き取りを行う。
- イ いじめが確認された場合は、複数の教職員が連携し、組織的な指導にあたる。
- ウ 事実確認を行った上で、速やかに保護者に連絡し、事実を説明するとともに、保護者の理解を得た上で、協力を求め、今後の適切な対応について助言を行う。
- エ いじめを行った子供への指導にあたっては、単にいじめを受けた子供への謝罪で終わらせるのではなく、いじめをしてしまった子供の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、「いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為である」ことを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- オ いじめを行った子供が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けて指導し、いじめに向かわない気持ちを育てる。

④ いじめが起きた集団への働きかけ

- ア いじめを目撃した子供に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめをやめさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
- イ はやしたてるなど同調していた子供に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ウ 学級での話し合いを通して、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- エ いじめを受けた子供といじめを行った子供の関係修復を得て、双方の当事者や周り

の者全員を含む集団が、好ましい集団へと変容するよう指導を継続する。

⑤ インターネット・携帯電話に関わるいじめへの対応

- ア インターネットは匿名性、拡散性の特徴により、軽い気持ちで始めた行為がのちのち重大な事態につながることもある。また、いったんトラブルが起きると、完全に解決することが難しいことから、未然防止のために関係機関と連携して情報モラルに関する学習を積極的に進める。
- イ インターネット上での被害の拡大を避けるため、不適切な書き込みや画像は直ちに削除する措置をとるよう、関係機関に依頼する。
- ウ パスワード付サイトやSNS（ソーシャル：ネットワーキング・サービス）、携帯電話のメールを利用したいじめについては、学校以外の場で起きることがほとんどであり、学校では把握しにくく、大人の目が届かないことが多い。保護者に対して、子供に携帯電話等を使用させる場合には、責任をもって使い方や様子に注意を払うよう理解を求める。
- エ 子供の生命、身体に被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(5) 関係機関との連携

いじめの未然防止、早期発見、早期対応のために、関係機関と適切に連携を図り、対応します。

- 「校内いじめ対策委員会」は、必要に応じて心理や福祉の専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー）等の参加について協力を求める。
- 「校内いじめ対策委員会」が得たいじめに関する情報を所定の様式に記載し、月に1回、教育委員会に送付する。
- 日頃から所管警察署や相談機関等と情報収集や協力体制を確立し、いじめが起きたときには、状況に応じて連携し、早期対応に努める。
- いじめに関する相談を受け付ける機関として、教育総合支援センターや家庭児童相談室（教育相談員）、いじめ相談専用ダイヤル等を子供や保護者に紹介する。

(6) 学校における教育相談体制の整備

心理、福祉に関する専門家（スクールカウンセラー等）の活用等、子供、保護者、教職員に対する相談体制を整備します。家庭や地域等とも連携しながら、いじめを受けた子供やいじめについて報告した子供の気持ちを最優先に受け止め、子供の気持ちに寄り添って、いじめの相談を行います。

- 子供が安心してSOSを発信できるように、子供を取り巻く大人たちは、いつでもどこでもSOSを受け止めるようにする。
- いじめを受けた子供とその保護者に対しては、いじめによって傷ついた心や体の回復と安心な学校生活を送ることを支援し、継続的に見届ける。
- いじめを行った子供とその保護者に対しては、本人の人格の成長を旨として、指導や助言を行い、継続的に見届ける。

(7)教職員の資質向上のための研修会や校内OJTの取組

教職員のいじめへの感度を高め、組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むために、校内研修を進めます。

① いじめについての理解

- ア 生徒指導委員会やいじめ対策委員会で、「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」「浜松市立金指小学校いじめ防止基本方針」「いじめ対応の手引き」に示されたいじめの未然防止、早期発見、措置について理解を深める。
- イ いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、平素から教職員全員の理解を図る。
 - ・教職員は、子供に対して、日常的にいじめの問題について話すことを通して、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気醸成されることを理解する。
 - ・いじめが生まれる背景には、人間関係や学習等のストレスが関わっていることを踏まえる。また、友達、教員、家族など子供を取り巻く様々な人間関係の問題が発端となって、いじめによりストレスを発散しようとする心理が働くこともあることを踏まえて、日頃から一人一人が抱える問題に積極的に対処していくことの必要性を理解する。
 - ・過度なストレスを生まないためには、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりや、一人一人が活躍できる集団づくりに努めることが大切であることを理解する。
- ウ 教育委員会主催の生徒指導研修等の内容について、校内でも周知を図る。

② 指導上の留意事項

- ア 教職員による「いじめられた側にも問題がある」という認識や発言をしない。
- イ 子供の相談に対して、「たいしたことではない」「それはいじめではない」などと悩みを過小評価しない。
- ウ 周りで見えていたり、はやし立てたりしている子供への指導に真摯に取り組む。

(8)いじめが「解消している」状態

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

- ①いじめに係る行為が止んでいること（3か月を目安とする）
- ②いじめを受けた子供が心身の苦痛を感じていないこと

(9)「浜松市立金指小学校いじめ防止基本方針」の公表と説明、評価・見直し

- 「浜松市立金指小学校いじめ防止基本方針」を、ホームページ等で公表する。
- 入学時や各年度の開始時に、「浜松市立金指小学校いじめ防止基本方針」について、子供、保護者、学校運営協議会(コミュニティ・スクール)等に説明する。

- より実効性の高い取組を実施するために、「浜松市立金指小学校いじめ防止基本方針」が、学校の実情に即して適切に機能しているかを「校内いじめ対策委員会」を中心に点検し、必要事項を見直す。
- 「浜松市立金指小学校いじめ防止基本方針」に基づく取組状況を評価し、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

3 地域や家庭の役割

(1)地域の役割

いじめの未然防止の対応や早期発見のために、地域と適切に連携しながら、対策を推進します。

- 地域の人たちが、地域で育つ子供に積極的に関わりを持ち、温かい気持ちで接することができるように、学校の情報を適切に発信する。
- 家庭、学校、地域が連携し、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにする。PTAや学校運営協議会（コミュニティ・スクール）、地域の関係団体との連携の促進や、地域に存在する青少年健全育成会や地域パトロール等が、家庭・学校と組織的に連携・協働できるような体制を構築する。

(2)家庭の役割

子供が社会の一員として自立してくためには、家庭での教育が重要な意味を持ちます。いじめ防止対策推進法には、保護者の責務が示されています。

「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。」（いじめ防止対策推進法第9条第1項）

また、子供にとって家庭は、ありのままの自分を出すことができる安心できる場です。従って、家庭の役割としては、以下のようなことがあります。

- 「ルールやマナーを守ること」を子供に教える。
- 子供からいじめの相談を受けたら、学校へ通報するなど適切な措置をとる。
- 子供との触れ合いや対話を大切にする。子供のありのままを受け止め、「あなたの味方だよ。」と子供が安心感や信頼感で満たされるように努める。
- 日頃の対話や言動等から、いじめ等を背景とした子供のちょっとした様子の変化を見逃さず、学校や地域と連携して、いじめの早期発見に努める。
- インターネット上のトラブルについては、学校以外の場で起き、学校では把握できない場合が多い。子供に携帯電話等を使用させる場合には、保護者として責任を持って子供の使い方や様子に注意を払う。
- 子供がいじめを行ったことが分かった場合には、事実を理解した上で、以下のような視点を持ち、学校と協力して指導する。
 - ア 子供に、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
 - イ 子供のいじめの背景にも目を向け、いじめの背景にあるストレス等の要因の改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育むなど、いじめを行った子

- 供の健全な人格の発達を考える。
- ウ いじめの状況に応じて、いじめを行った子供が、学校等で心理的な孤立感・疎外感を受けていないか配慮する。

第3 重大事態への対処

いじめの重大事態が発生した場合(いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。以下同じ。)、学校は、事案について直ちに教育委員会に報告します。

教育委員会又は学校は、速やかに事案の事実確認を行い、「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」(令和4年9月改定)及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成29年3月文部科学省)」により適切に対応します。

1 重大事態の意味

重大事態とは、次のような場合をいいます。

(1)生命心身財産重大事態

いじめにより、子供の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ア 子供が自殺を企図した場合
- イ 身体に重大な障害を負った場合
- ウ 金品等に重大な被害を被った場合
- エ 精神性の疾患を発症した場合

(2)不登校重大事態

いじめにより、子供が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※「相当の期間」とは、年間30日を目安とする。ただし、子供が一定期間連続して欠席しているような場合には、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

※欠席が続き、当該校へは復帰ができないと判断し、転学した場合、重大事態の目安である30日には達していなくても、不登校重大事態としての対応を視野に入れる。

(3)子供や保護者からの申立て

子供や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき

2 重大事態の調査組織

教育委員会が、事案の調査を行う主体を学校と判断し、学校が主体となって調査を行う場合の組織は、次のとおりとします。

- 学校に設置されている「校内いじめ対策委員会」に第三者を加える。
- 教育委員会が必要な指導や適切な支援を行う。その際、必要に応じて、専門家チームの助言や支援を求める。

なお、子供の命にかかわる重大事態が発生した場合には、精神保健福祉センターと連携し、心の緊急支援を同時に行っていきます。

3 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る原因となったいじめ行為が、いつ頃から、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や子供の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

4 調査結果の提供及び報告

調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた子供やその保護者に対して説明します。情報の提供に当たっては、他の子供のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。調査結果について、学校は教育委員会に報告します。

5 その他の留意事項

重大事態が発生した場合には、関係のあった子供が深く傷つき、学校全体の子供や保護者や地域にも不安や動揺が広がることがあります。時には事実に基づかない風評が流れたりする場合もあるため、子供や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援として、いじめに直接かかわった子供だけでなく、身近にいじめがあり、またいじめを止めることができなかつたために心身の苦痛を感じてしまう子供や保護者並びに教職員に、カウンセリング等を行うことができる体制を整備します。予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮にも留意します。